

食安監発0403第1号

平成27年4月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成26年12月22日付けでZAKLAD PRZEMYSLU MIESNEGO BIERNACKI SP.Z O. O. (施設番号 30063801)からの貨物及びポーランド産牛舌の輸入手続きを停止しているところです。

今般、本事案に関して、ポーランド政府から提出された原因究明及び改善措置に関する調査報告書を踏まえ、当該施設からの貨物及びポーランド産牛舌の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いいたします。

また、上記出荷施設において処理された牛肉等のうち、平成27年4月2日以前に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を検疫所あて報告するよう指導願います。

なお、平成27年4月3日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来どおり、平成26年8月1日付け食安監発0801第1号に基づいて取り扱うこととします。